

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	用途廃止済射撃統制装置及び発射装置外 の売払い		松基LPS-X01025	
			承 認	令和 8 年 9 月 1 日
			作 成	令和 8 年 9 月 1 日
			改 正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
			作成部隊等名	第 4 航空団補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、松島基地において保有する用途廃止済射撃統制装置及び発射装置外（以下「射撃統制装置等」という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

1.2.1 用途廃止済射撃統制装置及び発射装置外

官側が保有する用途廃止品をいい、細部については、調達要領指定書に示す。

1.2.2 解体

取り外し、破壊、切断、粉碎、押しつぶし及び溶解等の措置により、原形を留めない形状にし、物品本来の用途として使用できなくすることをいう。

1.2.3 解体品

この仕様書に基づき、解体した射撃統制装置等をいう。

1.2.4 有価物

有償で売払いできるものをいう。

2 売払いに関する要求

2.1 一般事項

- 契約の相手方は、解体作業における一切の責任を負うものとし、運搬及び解体中に発生した契約の相手方の自然災害及び事故に係る業務従事者の負傷及び器材等の破損について、官側は保証及び責任を一切負わないものとする。
- 解体に必要な機材、運搬器材及び車両等は契約の相手方において準備する。
- 解体作業を実施する際、実施日時を事前に官側に通知する。
- 売払いに関する事項において調整が必要な場合、契約担当官等と行う。

2.2 有価物対象品

調達要領指定書のとおり。

2.3 射撃統制装置等の解体要領

- 調達要領指定書のとおり。
- 契約の相手方は、射撃統制装置等を引き渡した日から3か月以内に解体を完了するとともに、4.1に示す書類を提出する。

件 名	用途廃止済射撃統制装置及び発射装置外の売払い
-----	------------------------

2.4 引渡日時

官側に代金収納後、契約担当官等と調整のうえ決定する。

2.5 引渡場所

松島基地とし、細部については、契約担当官等が指定する。

2.6 解体実施場所

解体実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方の処理工場等の敷地内を原則とする。

2.7 発生材処理

解体による有価物以外の発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき契約の相手方において適正に廃棄処理する。

3 監督・検査

監督官及び検査は、契約担当官の定める監督・検査事務処理要領によるほか、提出書類により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

調達要領指定書による。

4.2 秘密保全

- a) 契約の相手方は、本契約により知り得た内容に関して、契約担当官等の許可なく漏洩又は他に転用してはならない。
- b) 契約の相手方は、引渡された射撃統制装置等の盗難又は紛失防止に留意する。
- c) 射撃統制装置等の撮影した写真及びデータについては、4.1の提出後、完全に細断又は消去し、保持しない。

4.3 その他

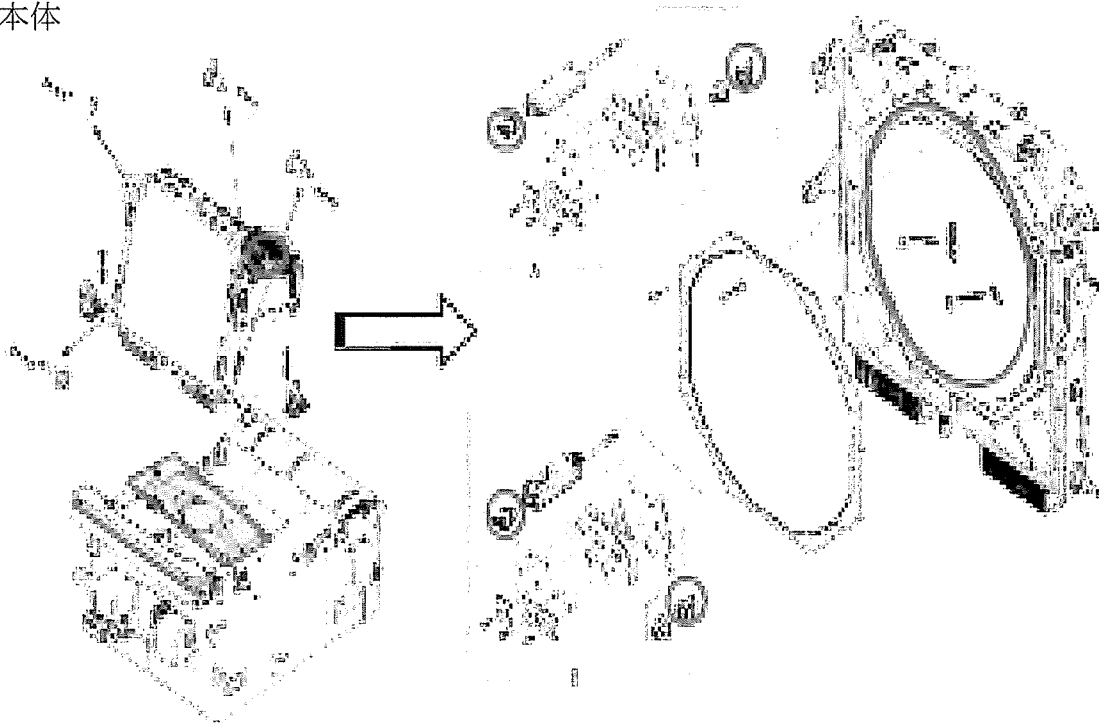
- a) この仕様書に記載されていない事項で、関係法令上当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関係法令に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、売払いする対象物品について、再生資源の原材料とする以外の目的で一切の転用又は転売してはならない。また、当該物品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

調達要領指定書	調達要求番号	S8XX4823	
	調達要求年月日	令和 8 年 9 月 4 日	
	作成部隊等名	第 4 航空団補給隊	
	作成年月日	令和 8 年 9 月 2 日	
件名	用途廃止済射撃統制装置及び発射装置外の売払い		
仕様書番号	松基 L P S - X O 1 0 2 5		
指定事項：			
2.2 有価物対象品			
用途廃止済射撃統制装置及び発射装置外の有価物対象品は次のとおり。			
品名	数量	寸法 W×D×H (単位mm)	材質及び見込重量
射撃統制装置本体	1	2340×3035×1824	雑金属屑 2,360kg
電源部	1	1970×1460×1380	雑金属屑 1,500KG
発射装置本体	2	2002×3185×1990	雑金属屑 5,100KG
目視照準具	2	721×624×1156	雑金属屑 100KG
電源部	2	2400×1100×1145	雑金属屑 2,740KG
模擬弾	4	200×2460×200	雑金属屑 408KG
模擬弾ケース	4	520×2960×630	雑金属屑 368KG
2.3 射撃統制装置等の解体要領			
付図 1，付図 2 及び付図 3 による。			
4.1 提出書類			
契約の相手方は、次に定める書類等を作成し、提出する。			
書類名	提出時期	注記	
解体写真（作業前、作業中、作業後）	引渡しから 3 か月以内	-	
解体証明書		付紙 1 による。	

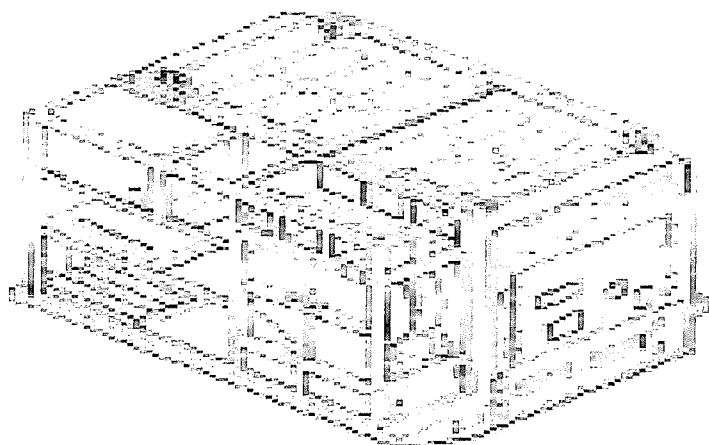
射撃統制装置

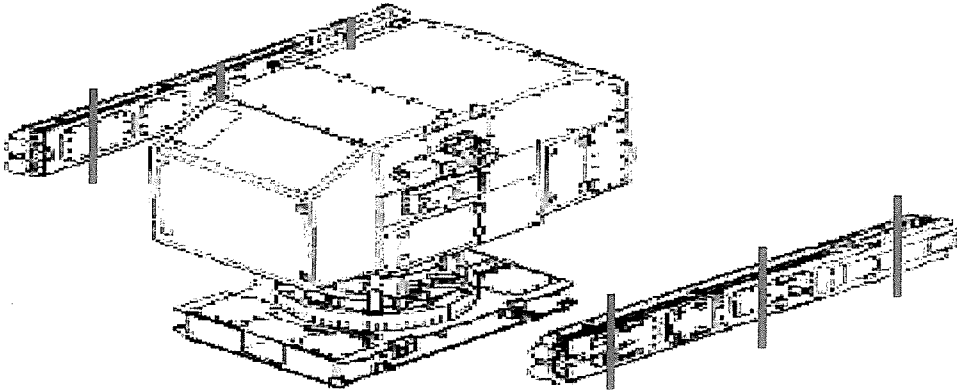
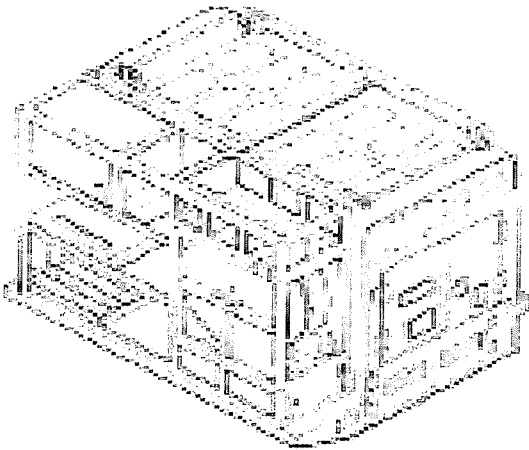
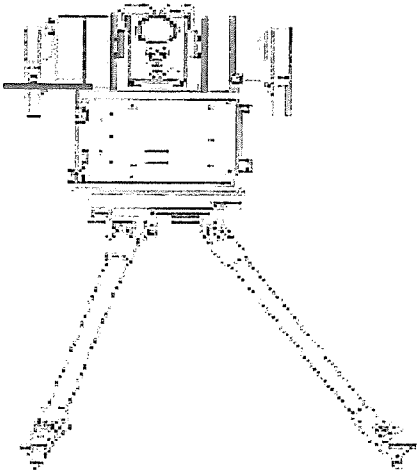
解体要領	各主要部に分解し、次図を基準として、要所付近を切断、破壊又は押しつぶし等により修理復元して再使用できないように切断又は破壊する。 (1) 本体 レーダーアンテナ部、IFFアンテナ部を取り外す他、次図中(1)の図を基準として要所付近を切断、破壊又は押しつぶし等を実施する。 (2) 電源部 切断、破壊又は押しつぶし等を実施する。
------	--

(1) 本体



(2) 電源部

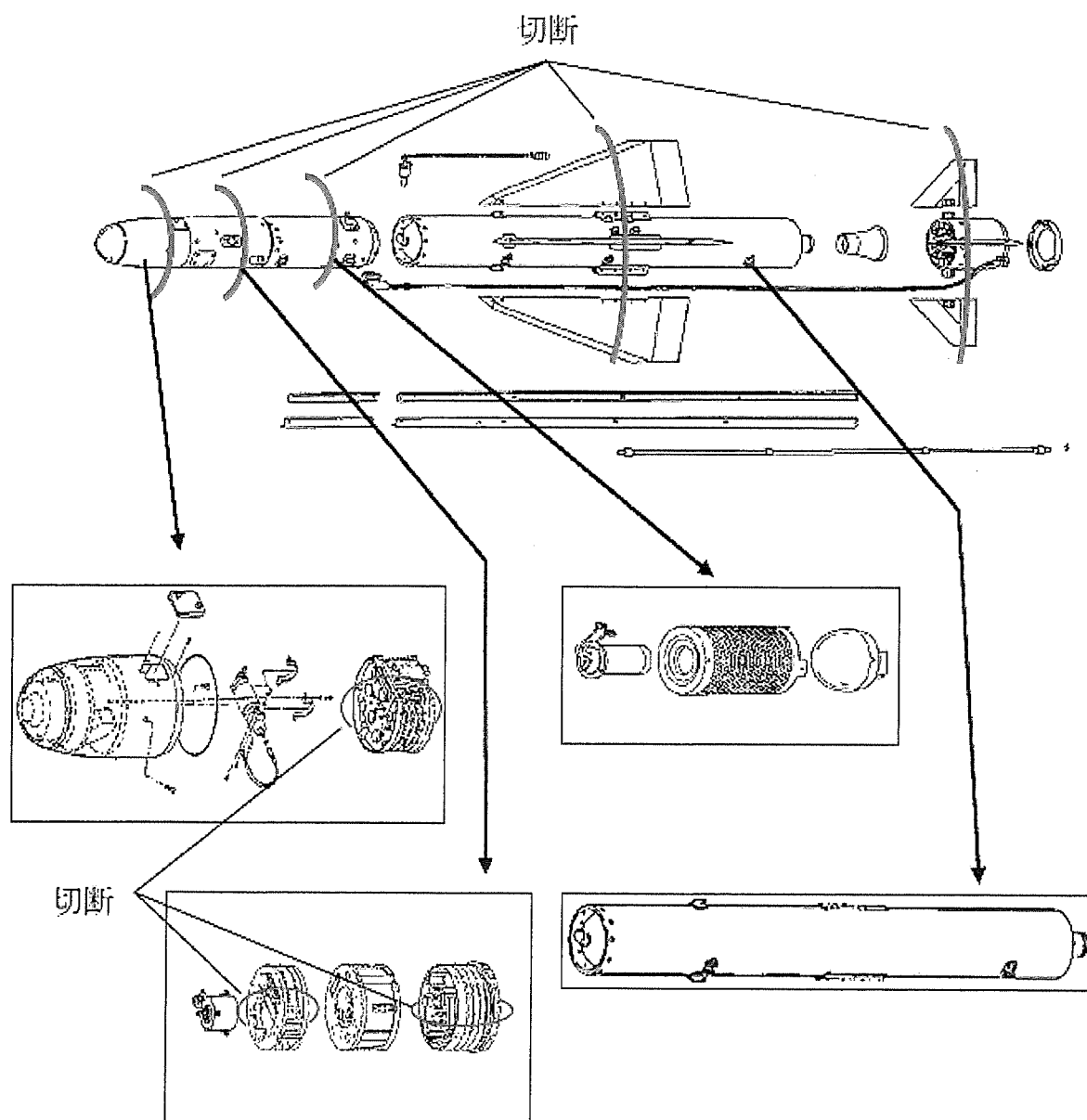


発射装置	
解体要領	各主要部に分解し、次図を基準として、要所付近を切断、破壊又は押しつぶし等により修理復元して再使用できないように切断又は破壊する。 (1) 本体 発射ブームを取り外す他、次図中 (1) の図を基準に要所付近を切断、破壊又は押しつぶし等を実施する。アキュムレータ等は、ガス及び作動油を排出した後、再修理できないように切断又は押しつぶす。 (2) 電源部 切断、破壊又は押しつぶし等を実施する。 (3) 目視照準具 次図中 (3) の図を基準としてシャフト及びハンドルを切断又は分解により取り外す他、修理復元して再使用ができないように切断又は破壊する。
	(1) 本体  (2) 電源部  (3) 目視照準具 

模擬弾

解体要領

切断部位は次図を基準とし、これに寄り難い場合は、要所付近を切断、破壊又は押しつぶし等を実施し、修理復元して再使用できないようにする。



年 月 日

解 体 証 明 書

〇〇〇〇 殿

会社名 〇〇〇〇

代表者名 (自 署)

契約番号〇〇〇〇の解体について、次のとおり解体処置致しましたことを
通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 対象品の品名及び数量
- 3 解体完了日 年 月 日
- 4 監督官 階級・氏名

※解体実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降のすべての下請負者を含む。）が解体を行った場合は該当下請負者名を記載